平成２６年（フ）第４９号
愛知県一宮市猿海道３丁目１番18号　パークサイド多加木303号
破産者　阪本　千晶
1　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
2　一般調査期日　平成26年12月８日午前10時
平成26年９月１日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７６０号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目５番６―1016号
破産者　株式会社ＡｚｕＲａｙ
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月17日午後３時30分
平成26年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第１８６号
愛媛県松山市小坂５丁目４番16号
破産者　株式会社デザインクラフト
破産管財人　河野　康之が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　越智　顕洋
平成26年８月28日　　松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第４９４号
大阪府池田市槻木町１番２号
破産者　山佐運送株式会社
1　期日　平成26年10月15日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
和歌山県田辺市上の山１丁目１番６号
破産者　龍神有限会社
1　期日　平成26年９月22日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年９月１日
和歌山地方裁判所田辺支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１５号
山口県防府市新橋町７―28　ハイネスエイト205号、住民票上の住所山口県防府市大字田島3906番地の１
破産者　宮本　正和
異議申述期間　平成26年10月20日まで
平成26年９月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山口県防府市石が口１丁目５番25号
破産者　星尾　謙治
異議申述期間　平成26年10月20日まで
平成26年９月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
山口県美祢市秋芳町秋吉3450番地１
破産者　斉藤　利彦
異議申述期間　平成26年10月20日まで
平成26年９月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
山口県美祢市秋芳町秋吉3450番地１
破産者　斉藤　永子
異議申述期間　平成26年10月20日まで
平成26年９月１日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
松江市山代町964番地１　県営山代第２住宅２―103、開始決定時の住所松江市上乃木１丁目６―27
破産者　竹原　彰宏
異議申述期間　平成26年10月27日まで
平成26年９月１日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０９号
静岡県沼津市大岡1035番地の５　ドエル103、前住所静岡県富士宮市山本461番地の12
破産者　榊原　禎文
免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
平成26年９月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
神奈川県中郡大磯町東小磯548番地７
破産者　三木敬三郎
免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
平成26年９月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第４１９号
東京都日野市三沢３丁目19番地の８クレストフォルム高幡不動1409
破産者　高間　慎一
審尋期日　平成26年11月７日午前10時
平成26年８月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００４号
山形県新庄市十日町2760番地の１
清算株式会社　新庄建設株式会社
代表清算人　吉田　秀夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００５号
山形県新庄市十日町2760番地の１
清算株式会社　株式会社前森
代表清算人　矢口　正義
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３０１１号
大阪市都島区都島北通１丁目20番26号
清算株式会社　株式会社研彩館
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再イ）第２２号
三重県四日市市桜花台１丁目８番地６
再生債務者　塩川　彰彦
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年11月14日から平成26年11月28日まで
津地方裁判所四日市支部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
川崎市川崎区新川通５―10
再生債務者　テスコジャパン株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項に定める事由がある。
平成26年８月28日　横浜地方裁判所川崎支部

平成２２年（再）第１号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
再生債務者　株式会社谷﨑建具
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成26年８月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１０３号
愛知県北名古屋市鹿田神明附25番地
再生債務者　川添　隆裕
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月25日から平成26年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１４４号
名古屋市中川区野田２丁目508番地　メゾンヴァンベール101号
再生債務者　村田　和也
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月25日から平成26年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部